

平成28年2月25日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、25都道府県の52人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。1月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 25都道府県52人

(北海道2、青森県1、山形県1、茨城県2、埼玉県3、千葉県2、東京都3、神奈川県8、新潟県1、福井県1、山梨県1、長野県1、愛知県4、三重県1、大阪府5、兵庫県3、和歌山県1、広島県2、岡山県2、山口県2、徳島県1、愛媛県1、福岡県2、熊本県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成28年1月21日までに実施済み